

京丹後市

子どもの読書活動推進計画

第三次推進計画



令和2年3月
京丹後市教育委員会

はじめに

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、表現力を高め、感性を磨き、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもので、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要です。

このため、これまでも子どもの読書活動を進めるためにさまざまな取組みがなされてきました。

国においては、子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「推進法」という。）が公布・施行されました。

その後、平成26年に学校図書館法の一部改正、平成29年に学習指導要領の改訂が公示されるなど、子どもの読書活動に関連する法制上の整備がなされるとともに、平成30年4月には、第四次となる「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。

また、京都府においては、子どもの読書活動の総合的かつ計画的な推進を図るため、国等の諸情勢の変化を踏まえ、平成27年1月に「京都府子どもの読書活動推進計画（第三次）」が策定されました。

本市では、平成26年6月に「子どもの読書活動推進計画 第二次推進計画」（以下「第二次推進計画」という。）を策定し、家庭、学校、地域及び関係機関において子どもと本をつなぐ取組みを進めてきましたが、この第二次推進計画期間中の成果と課題を検証するとともに、令和元年11月に策定した「京丹後市教育振興計画（令和2年度改訂版）」に基づき、将来を担う子どもたちが、今後もさらに本に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの読書活動を総合的かつ計画的に推進するため、「子どもの読書活動推進計画 第三次推進計画」（以下「第三次推進計画」という。）を策定するものです。

目 次

序 章 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

1	学校図書館法の一部改正等	1
2	学習指導要領の改正等	1
3	情報通信手段の普及・多様化	1
4	子供の読書活動の推進に関する基本的な計画第四次基本計画の策定	2
5	京都府子どもの読書活動推進計画(第三次)の策定	2

第1章 第二次推進計画期間における成果と課題

1	家庭における読書活動の成果と課題	3
2	学校などにおける子どもの読書活動の成果と課題	4
3	地域社会における読書活動推進の成果と課題	7
4	効果的な読書活動の推進の成果と課題	11

第2章 子どもの読書活動の基本的な方針

1	基本的な考え方	12
2	計画の期間	12

第3章 具体的な推進方策

1	家庭における読書活動の推進	13
2	学校などにおける子どもの読書活動の推進	14
3	地域社会における読書活動の推進	19
4	効果的な読書活動の推進	23
	子どもの読書活動を推進するための取組み(体系図)	25
	用語の説明	26

序 章 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

1 学校図書館法の一部改正等

平成26年に学校図書館法が一部改正され、学校図書館の運営の改善・向上を図り、児童生徒及び教職員による利用を一層促進するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（学校司書）を置くよう努めることが定められました。

2 学習指導要領の改正等

平成28年に中央教育審議会がまとめた「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」においては、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力の向上が求められるとともに、言語能力を向上させる重要な活動の一つとして、読書活動の充実が求められています。

この答申を踏まえ、平成29年3月31日に幼保連携型認定こども園教育・保育要領、小学校及び中学校学習指導要領（以下「学習指導要領等」という。）が公示され、小中学校においては、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが規定されました。

また、新しい幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針では、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむこととしており、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむこと等とされています。

3 情報通信手段の普及・多様化

近年の情報通信手段の普及は、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があります。

例えば、児童生徒のスマートフォンやパソコンの利用率は年々増加しており、子どもたちの身近に存在するようになっていきます。

また、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等、情報通信手段（コミュニケーションツール）の多様化、電子書籍類の普及も近年の特徴です。

4 子供の読書活動の推進に関する基本的な計画「第四次基本計画」の策定

国においては、学校図書館法の改正、学習指導要領等の改訂など、子どもの読書活動に関連する法制上の整備がなされるなか、第三次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証したうえで、平成30年4月には、第四次となる「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。

なお、同計画においては、市町村の役割として、子どもの読書活動を一層推進するため、「施策を総合的かつ計画的に実施するにあたっては、推進法に規定されているように市町村推進計画を策定するよう努めること、その際、可能な限り具体的な目標を設定すること」が求められています。

また、「市町村推進計画をすでに策定している市町村は、国の基本計画、都道府県推進計画の見直しの状況を踏まえながら、市町村推進計画の内容や目標の達成度等について点検及び評価を行い、必要に応じて市町村計画の見直しを行うよう努める」とされています。

5 京都府子どもの読書活動推進計画（第三次）の策定

京都府においては、子どもの読書活動の総合的かつ計画的な推進を図るため、国等の諸情勢の変化を踏まえ、第二次推進計画期間中の取組みの成果と課題を明らかにしたうえで、京都府における読書活動について、その施策のさらなる推進を図り、読書に親しむ子どもを増やすため、平成27年1月に「京都府子どもの読書活動推進計画（第三次）」が策定されました。

第1章 第二次推進計画期間における成果と課題

1 家庭における読書活動の推進の成果と課題

【 成果 】

・子どもの自主的な読書や家庭での読書活動支援、親子で読書を楽しむ環境づくりとして、子どもの発達段階に応じた本市図書館独自の「お薦め本のリスト」を作成し、読書活動を支援するとともに、図書館だよりを発行し、誰もが図書館に足を運び読書に親しむ環境の啓発に努めました。

・乳幼児期からの読書活動として、4ヶ月健診時における「ブックスタート」の実施及び子育て支援センターでの読み聞かせ、また、乳幼児子育て教室においての講演など、保護者と乳幼児の本とのふれあいの大切さを伝える取組みを実施しました。

【 課題 】

・絵本を介して親子のふれあいの時間を持つ「ブックスタート」の意義を踏まえた活動を継続することにより、誰でもいつでも絵本が側にある環境づくりを推進していく必要があります。

・学校における家庭学習での読書の推進、保育所・こども園における絵本の持ち帰りなどの取組みと連携し、家庭での読書の環境づくり、習慣づくりをさらに進めていかなければなりません。



京丹後市立 としよかんだより
No.15 平成29年6月
発行：京丹後市立図書館 電話 62-5101（嵯山）・72-4946（あみの）
HP: <http://www.city.yokoyama.lg.jp/kurashi/yokoyama-toyokanda-yori/>

夏を楽しく 涼やかに
夏に関する 食事・暮らし・健康・遊び・学びなど
知りたい情報が沢山あります。
色々な方法で夏を楽しく、涼やかに過ごしませんか？

図書館 夏の行事

日時	内容	主催
7月 2日(日) 10:30~11:30	大人のためのおはなしのじかん ・妖怪えほん『つくもがみ』ほか	嵯山図書館
7月 9日(日) 10:00~11:00	夏のおはなし会 ・大型絵本・パネルシアター など	あみの図書館
7月 16日(日) 14:00~15:00	夏のおはなし会 ・大型絵本・工作 など	久美浜図書館
7月 23日(日) 10:30~11:30	夏のおはなし会 ・パネルシアター・大型絵本・手品 など	大宮図書館
8月 9日(水) 10:30~11:30	工作教室 ・「あつてすごい」実験・工作	嵯山図書館
8月 27日(日) 10:30~11:30	工作教室 ・スライム作り	大宮図書館

雑誌リサイクルデー

保存期限の過ぎた雑誌や、寄贈していた本のうち、図書館で
整理しなかった本を、了解を得て差しあげます。ぜひ、ご利用ください。

場所	月日	開始時間	一人当たりの 雑誌冊数
大宮図書館	7月13日(土)	10:00	3冊
丹後図書館	7月16日(日)	10:00	3冊
伊佐図書館	7月22日(土)	9:00	3冊
久美浜図書館	7月23日(日)	9:00	3冊
嵯山図書館	7月29日(土)	9:00	3冊
あみの図書館	7月30日(日)	10:00	3冊

○図書館利用者の方だけでなく、市民の方などでもお申し込みいただけます。
○古本の冊数制限はありません。 ○早くより次期終了となります。

半日図書館員体験

図書館員の仕事を、体験してみませんか？
7月14日(金)までに保護者の方が各図書館へお申し込みください。
申し込み多数の場合は、抽選とさせていただきます。
詳しくは各図書館(室)までお問い合わせください。対象：小学4年～6年生

場所	月日	時間	定員
嵯山図書館	7月28日(金)・8月18日(金)	9:00~12:00	各4人
あみの図書館	7月29日(土)・8月5日(土)	9:00~12:00	各5人
久美浜図書館	8月4日(金)	9:30~12:00	3人
大宮図書館	8月9日(水)	9:00~12:00	3人
丹後図書館	8月9日(水)	9:30~12:00	3人
伊佐図書館	8月17日(木)	9:30~12:00	2人

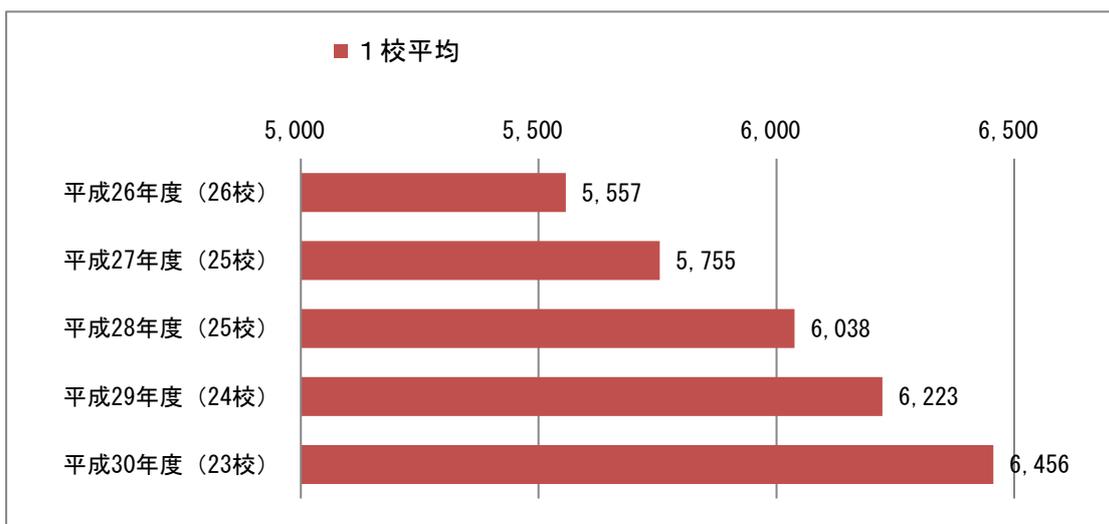
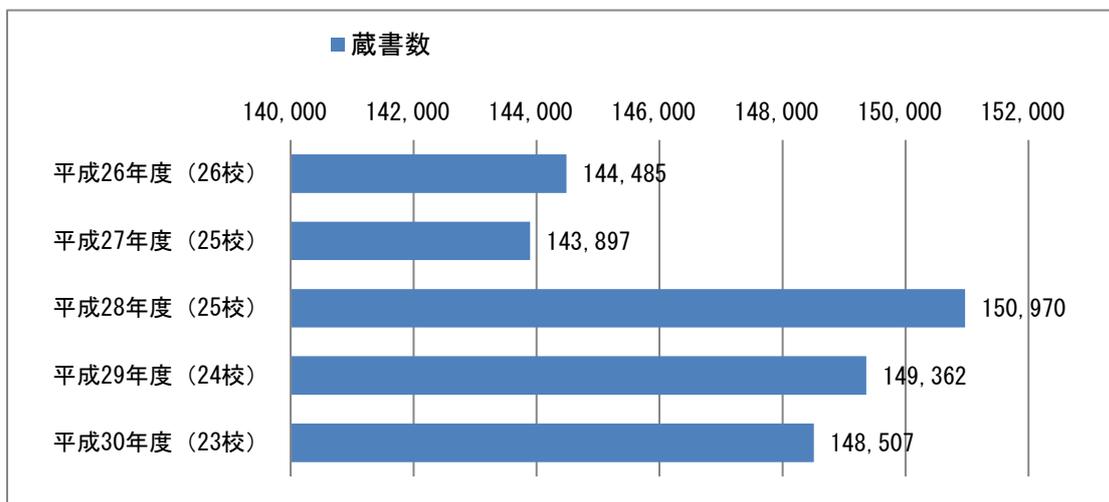
2 学校における子どもの読書活動の推進の成果と課題

【 成 果 】

(1) 小・中学校

- ・学校図書館の蔵書の充実を図り、児童生徒の利用促進に努めました。

図 - 1 【学校図書館の蔵書整備状況】 ※本市小・中学校合計 単位：冊



出典：京丹後市教育委員会

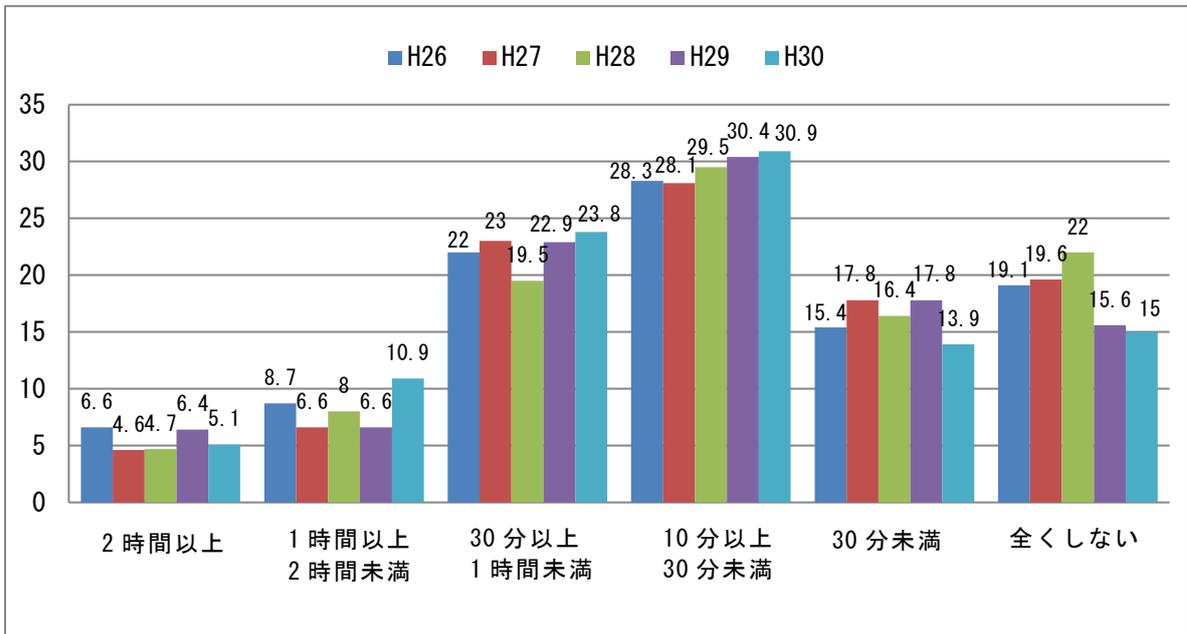
注：数値は年度末時点。年度末で閉校となる学校は含まない。



図 - 2 【児童・生徒の一日あたりの読書時間】 ※学校の授業時間以外、平日

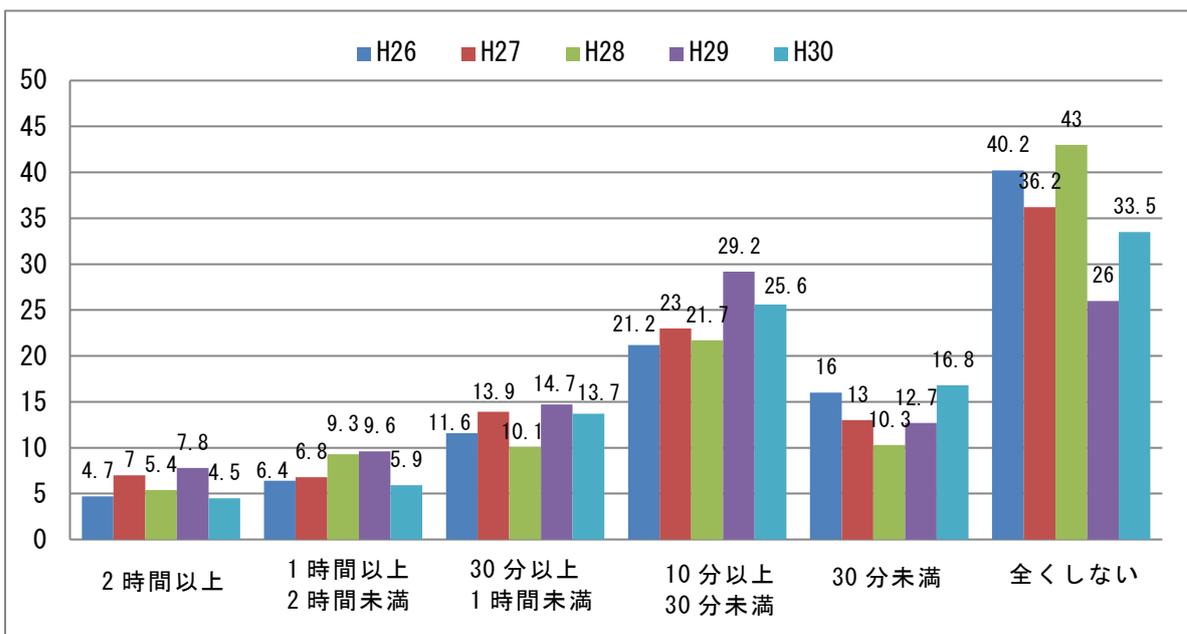
■本市小学校 6 年生

単位：%



■本市中学校 3 年生

単位：%



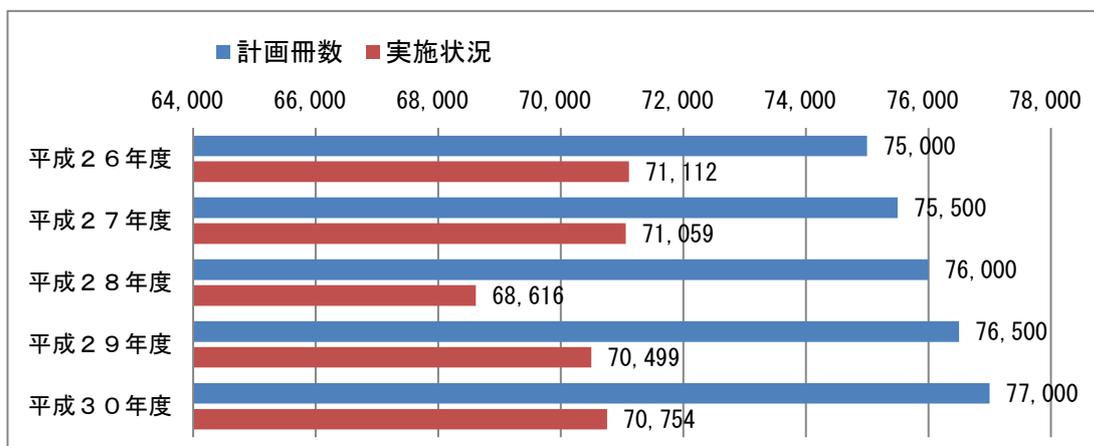
出典：「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）



- ・市立図書館からの団体貸出を活用し、学校等での読書活動の推進を図りました。

図-3 【市立図書館での団体貸出状況】

単位：冊



出典：京丹後市立図書館

・各学校では、「子ども読書の日」や「読書週間」などの「読書旬間」を実施し、児童会図書委員や教員による読み聞かせやお薦め本の紹介、テーマに沿った図書の展示に加え、貸出しランキングやスタンプラリーなど、様々な企画を取り入れるとともに、具体的な目標値を持ちながら、読書活動を進めました。

・「朝読書」は全小・中学校、全学級で日常的に実施するとともに、児童だけでなく教員も一緒に取り組みました。さらに、PTA活動及び学校支援ボランティアが協力して読み聞かせを行い、本を親しむ雰囲気づくり、環境づくりを進めました。

・休み時間などにすぐに本を手にとることができるよう、自席に本を持ち、また教室に本を置くなど、常に側に本があり読書ができる環境づくりを進めました。

・家庭学習においても読書を取り入れ、家庭での読書につなげることができる取り組みを行いました。

・長期休業期間に読書に取り組めるよう、貸出冊数、貸出期間を変更し、途切れず読書に取り組める環境づくりを進めました。また、読むだけではなく、読んだ本の感想の発表や紹介をする時間を持つ、読書感想文コンクールに取り組むなど、読書の幅を広げる工夫を行いました。

・図書を効率的に管理・利用できるよう、学校図書館に管理システムを導入しました。

・計画的な図書の整理作業を進め、学校図書館をより利用しやすくするため、図書の配置、分類等の表示を作成・工夫し、読書が楽しめる空間づくりとして、机や椅子の配置、畳敷きのスペースを作るなど工夫しました。

・図書の整備などを教員全体で取り組むことにより、教員の読書への意識の向上に努めました。

(2) 保育所・こども園

- ・市立図書館との連携を図り、団体貸出による絵本などの有効活用を進めました。
- ・読み聞かせボランティアの協力を得て、本や人との出会いを通し、本を楽しめる雰囲気づくりに努めました。
- ・いつでも絵本が身近にあり、手に取ることができるよう配置するなど、本に興味をもてる工夫を行いました。
- ・保育所・こども園での取組みを家庭へつなげることができるよう、絵本の持ち帰り、たよりでの絵本の紹介などを行いました。

【課題】

- ・学校図書館の資料の充実を進め、新鮮で魅力のある図書の充実に努めるとともに、学校図書館の利用、図書の貸出をさらに増やす工夫が望まれます。
- ・市立図書館からの団体貸出をより積極的に活用することにより、学級等で身近に本に親しむ環境整備に努める必要があります。
- ・学校では、学校支援ボランティアによる協力など、地域や学校により違いがみられるため、学校図書館の整備をはじめ、読み聞かせの取組みなど、全学校で足並みが揃う活動につなげていく必要があります。
- ・保育所・こども園では、読書体験が家庭での親子読書へとつながり、豊かな心が育まれるよう、より継続的、積極的な働きかけを必要としています。



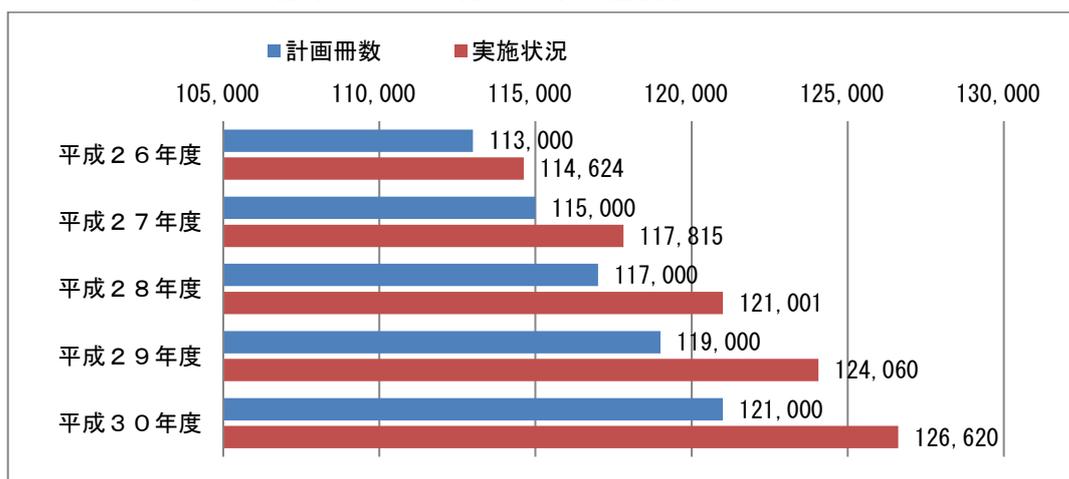
3 地域社会における読書活動の推進の成果と課題

【成果】

(1) 市立図書館の役割と取組み

・児童書の整備については、子どもの発達段階に応じた収集・整備に努め、計画を上回る実績となりましたが、並行して行うべき除籍（古いものなど利用のない図書の処分）が進んでいない状況もあります。

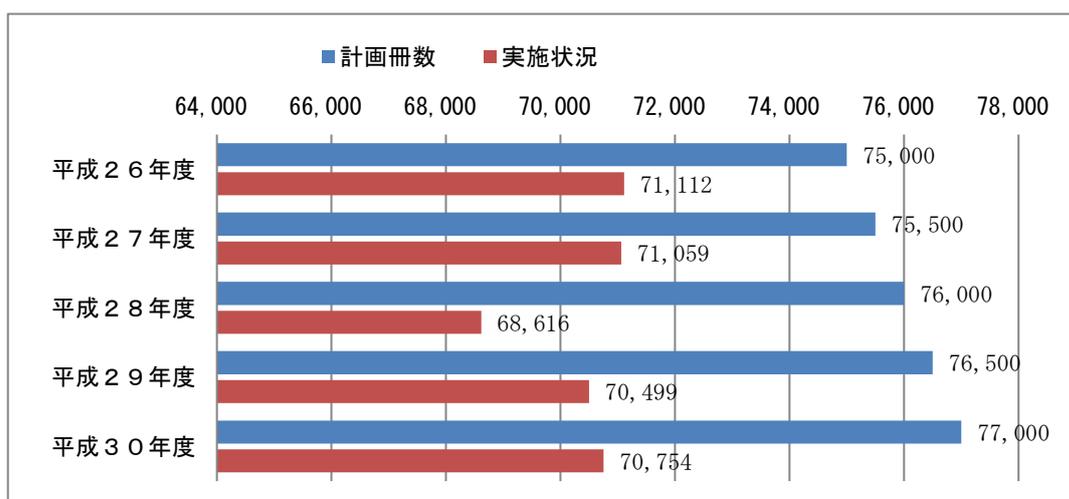
図 - 4 【市立図書館での児童書の収集・整備状況】 単位：冊



注：冊数の中には雑誌・A V資料は含まない。 出典：京丹後市立図書館

・保育所・こども園、学校などへの団体貸出を充実させ、図書の貸出サービスの向上に努めましたが、児童生徒数、学級数の減少などの影響もあり、計画冊数には至りませんでした。

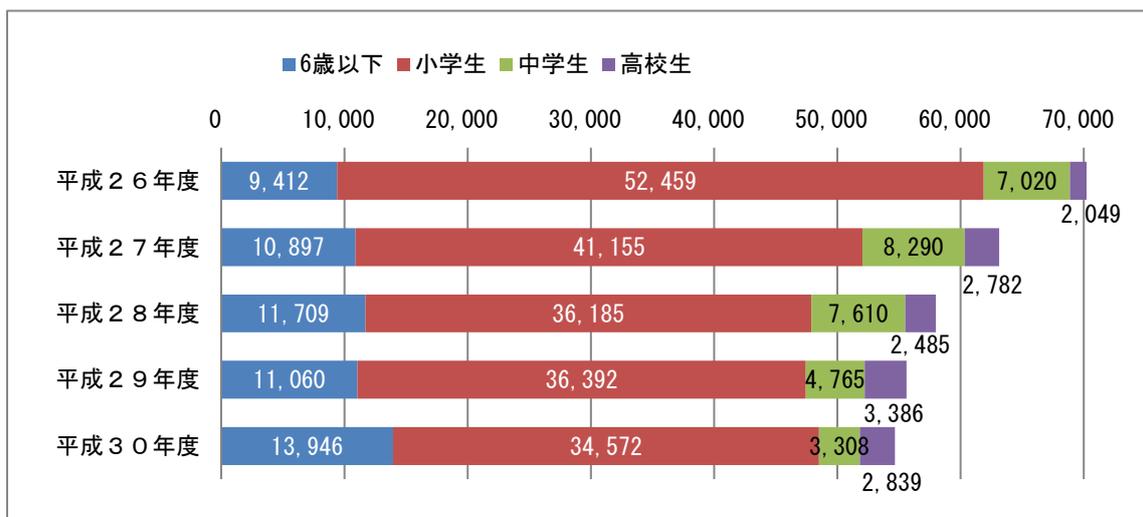
図 - 3 【市立図書館での団体貸出状況】 ※再掲 単位：冊



出典：京丹後市立図書館

図 - 5 【市立図書館での子どもの貸出冊数】

単位：冊



出典：京丹後市立図書館

・市図書館協議会からの答申「今後の京丹後市立図書館のあり方について」（平成30年2月）等を踏まえ、久美浜図書室の移転整備を行うとともに、丹後図書室の移転整備に着手し、読書環境の整備充実を図りました。

① 久美浜図書室

移転開館：令和元年8月2日

移転場所：市役所久美浜庁舎1階

面積：215.1㎡（旧図書室105.0㎡）

② 丹後図書室

移転予定：令和2年秋

移転場所：市役所丹後庁舎3階

面積：約500㎡（旧図書室86㎡）

・乳幼児から本に親しむために、乳幼児を対象とした、おはなし会や読み聞かせ活動を推進しました。

・学校との連携を深めるために、「職場体験学習」や「図書館見学」など、市立図書館への受入を行うとともに、「調べ学習」での資料提供など、図書館の機能を生かした支援活動を進めました。

・「ブックトーク」や「ストーリーテリング」「読書へのアニメーション」など、様々な形態の読書活動を取り入れ、学校の要望に応えるよう努め、学校訪問の機会が、小・中学校ともに増加しました。

・市立図書館ホームページでは、行事案内や行事の様子を掲載するとともに、「広報きょうたんご」での毎月の記事掲載、「市フェイスブックページ」や「FMたんご」での情報発信、「図書館だより」の発行など、図書館や図書に関する話題を紹介することに努めました。

（２）地域公民館、子育て支援センター及び放課後児童クラブにおける役割と取組み

・地域公民館での乳幼児子育て支援教室や子育て支援センターでの読み聞かせを実施するとともに、放課後児童クラブでは、団体貸出等の利用、図書館職員の訪問などによる読書ができる環境づくりを実施しました。

・様々な家庭環境に対応し、読書活動による柔軟な子育て支援のサービスに取り組みました。

（３）ボランティアによる読書活動の推進

・市立図書館に所属するボランティアグループをはじめとして、学校支援ボランティアやPTAなどが、子どもの読書を進めるために読み聞かせや「ブックトーク」などの活動を行ってきました。

【課題】

・子どもとともに、保護者が読書や図書館へ関心を持つよう、行事の工夫及び啓発、普及活動を強化する必要があります。

・常に魅力ある図書館づくりに努め、子どもも大人も、誰もが気軽に利用したくなる環境を整備するとともに、減少傾向にある利用者の増加を図る必要があります。

・資料の収集とともに、不要となった図書の除籍を計画的に進め、館内のスペースや蔵書をより有効に利活用する必要があります。

・学校の多様な要望に応えられるよう、さらなる図書館の蔵書の整備に努めるとともに、学校訪問時などに提供できる様々な読書活動に取り組む必要があります。

・学校支援ボランティアなどをまだ活用できていない地域もあるため、読書活動への地域の協力体制をさらに充実させるために、ボランティア育成のための研修機会の提供など計画的に進めていく必要があります。



4 効果的な読書活動の推進の成果と課題

【 成果 】

- ・市立図書館では、乳幼児健診の担当課と連携を図り、健診時に「ブックスタート」の活動を活用するなど、絵本に出会うきっかけづくりに取り組みました。
- ・ボランティアやNPO団体などと協力・連携し、各図書館、図書室において絵本の読み聞かせの時間を持つとともに、おはなし会、科学教室などを開催しました。
- ・京都府が実施している「子ども読書本のしおりコンテスト」の巡回展示を行い、また京都府立図書館の貸出文庫より図書を借り受け、団体貸出の資料として活用しました。
- ・府北部7市町の連携事業として各市町の図書館の相互利用が可能となり、利用できる図書館が広がりました。

【 課題 】

- ・「ブックスタート」の意義を踏まえた活動の工夫、読書推進につながるおはなし会の企画などを模索する必要があります。
- ・関係機関及び京都府北部地域、近隣市町との連携・協力をさらに進めることにより、より有効的な読書活動につなげていくことが必要です。



京都府北部7市町の図書館で 本が借りられるようになります

京都府北部7市町では、行政区を越えた公共施設の利用促進を覚え、住民の利便性を向上させることを目的とする取組の一環として、平成30年4月より、京都府北部7市町にお住まいの方であれば、どこの図書館でも本を借りられるようになります。ぜひご利用ください。

※ 本を借りるには利用者カードが必要です。手続きについては、ご利用になりたい図書館に直接お問い合わせください。

●開始日 平成30年4月1日(日)～

●利用者カード(利用券・貸出券)の発行条件
福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与野野町に住民登録のある方であればどなたでも、※福知山市、綾部市はすでに実施済みです。

●お知らせ事項
(1) 各市町の図書館で借りた本は、必ずその図書館で返却してください。
(2) 貸出冊数や返却期限等については、各図書館で定められた利用規定によります。
(3) 利用者カードがなくても、資料の閲覧は可能です。

○各市町のお問い合わせ先

京丹後市立図書館(峰山図書館 023-5101、あみの図書館 72-4946)
福知山市立図書館(中央館 0772-24-3225)
舞鶴市図書館(東図書館 0773-62-0190、西図書館 0773-75-5406)
綾部市図書館(0773-42-6990)
宮津市立図書館(0772-22-2730)
伊根町立本庄地区公民館図書室(0772-33-0809)
与野野町立図書館(0772-46-2451)



第2章 子どもの読書活動の基本的な方針

1 基本的な考え方

(1) 読書に親しめる環境の整備・充実

子どもが読書に親しみ、自主的に読書をするようになるためには、乳幼児期から読書に親しめる環境づくりに配慮することが必要です。このため、家庭、学校及び地域などにおいて、子どもが積極的に読書をする意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、読書の習慣を身につけることができるよう、読書に親しめる環境の整備・充実に努めます。

(2) 家庭、学校、地域及び関係機関との連携・交流

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、社会全体での取組みが必要です。家庭、学校、地域及び関係機関などが連携し、それぞれの特性を生かしながら相互協力し、ともに充実した活動ができるよう、情報や人材の交流及び図書資源の有効活用に努めます。特に市長部局や福祉機関など行政サービスとの連携を図り、より効果的な市民サービスに努めます。

(3) 活動に関する理解と関心の普及・啓発

子どもだけでなく、保護者及び子どもに関わる大人に対して、読書活動に関する情報を提供するとともに、その意義について理解と関心を深めていくよう啓発・広報に努めます。

2 計画の期間

本計画は、令和2年度からおおむね5か年計画とし、必要がある場合は計画の見直しをするものとします。



第3章 具体的な推進方策

1 家庭における読書活動の推進

家庭は、子どもが読書習慣を形成する上で果たす役割は非常に大きく、乳幼児期から家庭において読書に親しみ、読書の習慣化につながる取組が必要です。そのためには、周りの大人の読書に対する姿勢が子どもに与える影響が大きいことから、保護者自身が常に読書を行うなど、子どもが読書と出会うきっかけを作ることに配慮することが望まれます。

乳幼児期からの絵本の読み聞かせなど「耳からの読書」は、その後の読書に大きな影響を及ぼします。幼い子どもにとっての読書とは、保護者の子守唄や語りかけ、読み聞かせなど、言葉の体験から始まると言われていています。幼児や小学校低学年児童においては、読み聞かせなどが行われている家庭もあり、また、学校からの家庭学習での読書推進、保育所等からの絵本の持ち帰りなどが行われていますが、子どもを取り巻く生活環境の変化などにより、家庭で読書に親しむ機会は、まだ少ない状況です。

子どもの読書は、いつも身近にいる保護者が読書の重要性を認識し、一緒に図書館へでかけ、ともに読書するなど、読書に興味や関心を引き出すよう積極的に子どもに働きかけることが必要です。

このため、本市では、大人が本を読む機会を増やすための施策の推進を図るとともに、PTAと連携し子どもの発達段階に応じた本との出会いの機会を継続的につくるなど、家庭における子どもの読書活動への理解の促進に努めます。

※太字は重点

◎=主体 ○=協力、参加

具体的な取組み	取組主体			
	家庭	学校等	地域	図書館
① 乳幼児期からの読み聞かせなど、本がいつでも身近にある環境づくりを推進します。	◎		○	○
② 市立図書館、PTA及び地域公民館の連携を密にし、家庭で読書する時間をつくり、親子で読書を楽しむ環境づくりの啓発に努めます。	◎	◎	◎	◎
③ 乳幼児子育て教室などの機会を通じ、ボランティアの協力を得ながら、保護者に乳幼児の本とのふれあいの大切さを啓発します。	◎		○	○
④ 子どもの発達段階に応じたお薦めの本のリストを作成・配布し、家族での読書活動を支援します。	○			◎

⑤ 市立図書館で開催する読み聞かせなどの行事について、効果的な啓発を進め、家族ぐるみの参加を促進します。	◎		○	◎
⑥ 子どもによるスマートフォン、ゲーム、SNSなどの利用について、学校、家庭、地域が連携し、節度ある利用の啓発等に取り組みます。	◎	◎	◎	○

2 学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 学校における読書活動の推進

ア 教科や教科外での読書指導の充実

学校では、読書活動を教育活動の中に適切に位置付け、読書時間の確保や読書指導の工夫や充実を図ること、また、学校図書館を効果的に活用することなどを推進することが求められます。

教科においては、特に国語科では、楽しみながら幅を広げ、考えを深める読書、国語科以外の教科や総合的な学習の時間では、調べ確かめ知識を豊富にする読書を計画的に指導します。また、一斉に本を読む時間を設定してみんなで読書を楽しむなど、全校読書活動を推進します。

※太字は重点

◎=主体 ○=協力、参加

具体的な取組み	取組主体			
	家庭	学校等	地域	図書館
① 読書旬間（月間）を設定し、読書冊数の目標値設定や読書内容の紹介等、授業以外の時間も活用し読書量を増やす取組みを継続して進めるとともに、読書の実態把握に努めます。	○	◎		○
② 休憩時間や家庭学習などで、子どもが自主的に読書活動に取り組むよう努めます。	◎	◎		
③ 「新刊図書」や「おすすめの図書」の紹介、利用冊数調べの報告の取組みなど、児童の創造性を生かした図書委員会活動を推進します。		◎		
④ 全校、全学級で「朝読書（昼読書）」の時間を設け、教職員の参加、教職員による読み聞かせや教職員による「お薦めの本」の紹介など読書意欲の向上に取り組みます。		◎	○	○
⑤ 「朝読書」等の取組みに、PTAの読み聞かせボランティアや学校支援ボランティアなど、地域の協力を推進します。		◎	○	○

⑥ 読書感想文・読書感想画コンクール、本のしおりコンテストなどに参加し、読後感を話し合い、感想文や絵画で表現することで、読書体験を豊かにします。	○	◎		
⑦ 調べ学習、読み聞かせ及びブックトークなど、読書推進につながる活動を進めます。		◎	○	○
⑧ 市立図書館からの団体貸出の活用を一層促進し、学級や長期休業中等での読書活動の環境整備を図ります。		◎		○

イ 学校図書館の役割と充実

学校において、読書活動を推進する中核的な役割を担っているのが学校図書館です。国の「新学校図書館図書整備計画5ヵ年計画」（平成29年度～令和3年度）を踏まえ、児童生徒の読書傾向の実態やニーズを把握し、子どもたちが行きたくなる、本が読みたくなるような学校図書館にすることが求められています。

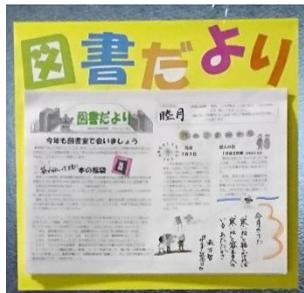
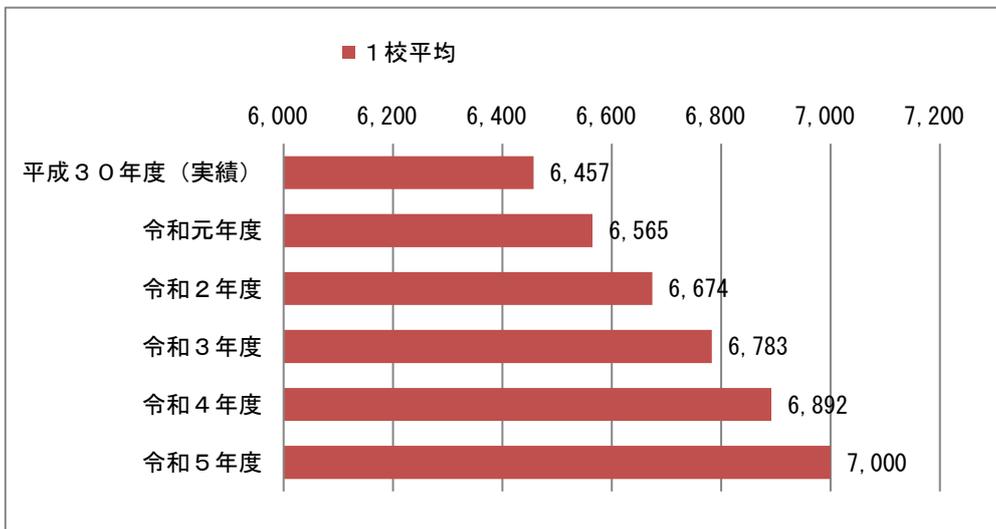
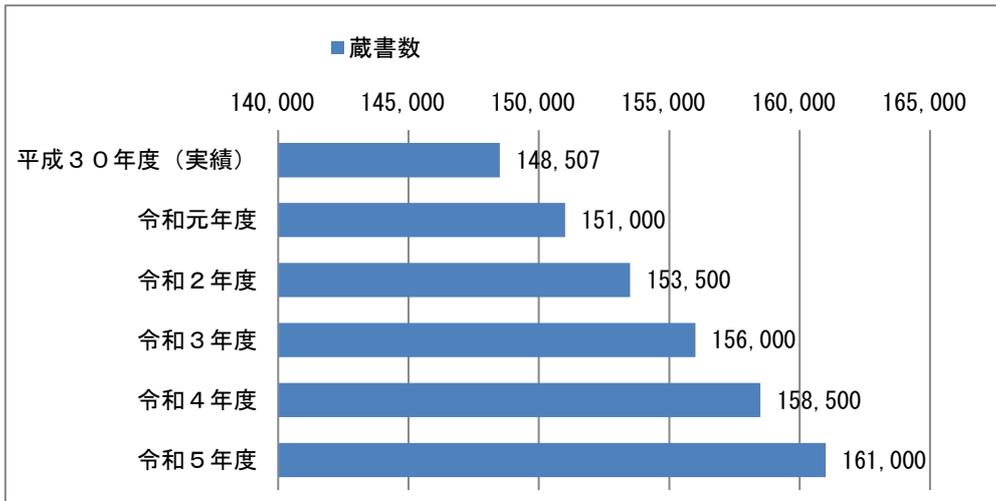
このため、児童生徒の学習内容との関連を十分配慮した図書の整備や整理、配架を工夫するなど、豊かな感性や情操をはぐくむ読書センター、教育課程の展開を支える学習・情報センターとしての学校図書館の機能充実に努めます。

※太字は重点

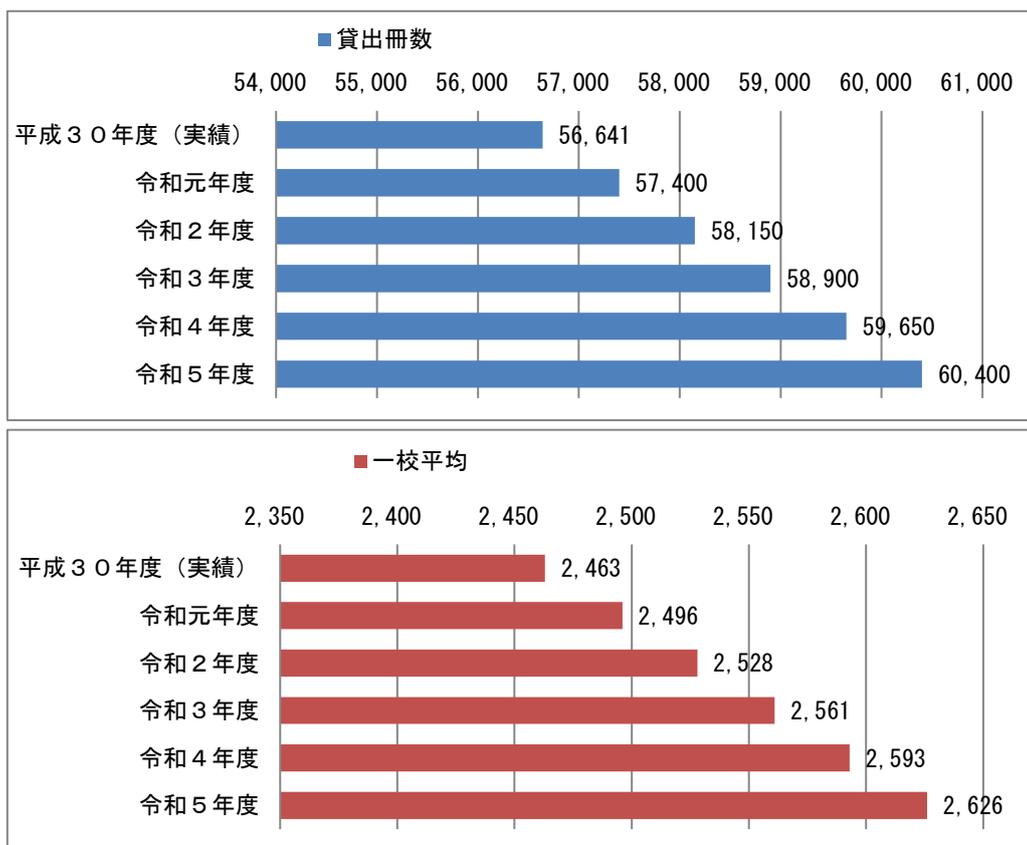
◎=主体 ○=協力、参加

具体的な取組み	取組主体			
	家庭	学校等	地域	図書館
① 図書管理システムを活用し、計画的な図書の管理・整備に努めます。		◎		
② 学年に応じた利用指導の実施、掲示板を活用した新刊紹介、児童生徒の目につきやすい学校図書館のレイアウト、配架などの工夫に努めます。		◎		
③ 学校図書館の蔵書の充実に努めます。 図—6 参照		◎		
④ 学校図書館の利用の増加に努めます。 図—7 参照		◎		
⑤ 椅子や机の配置を工夫するなど、学校図書館でゆっくりと読書ができる環境づくりに努めます。		◎		
⑥ 調べ学習に応じた配架や専門コーナーなどの設置、分かりやすい分類及び掲示の工夫を行います。		◎		

図—6 【学校図書館の蔵書整備計画】 ※本市小中学校計 単位：冊



図一七【学校図書館の貸出計画】※本市小中学校計 単位：冊



ウ 家庭や地域及び市立図書館との連携

子どもの読書活動推進には、家庭や地域との連携も大切です。このため、読書の楽しさや大切さを保護者に伝え、親子読書の取組みを働きかけ、市立図書館や地域公民館・ボランティア等、地域社会との連携の充実に努めます。

※太字は重点

◎=主体 ○=協力、参加

具体的な取組み	取組主体			
	家庭	学校等	地域	図書館
① 「子ども読書の日」に関連した取組みを工夫し積極的に進めます。	○		○	◎
② 保護者等に学校の取組みを啓発するとともに、親子読書や家庭での読み聞かせなどの協力を求めます。また、読書推進につながる講演会などに取り組みます。	○	○	◎	◎

エ 教職員研修の充実

教職員は、読書活動の意義や重要性などについて研修を深め、司書教諭を要として、全教職員が協力して取り組む体制の整備を進めます。

※太字は重点

◎=主体 ○=協力、参加

具体的な取組み	取組主体			
	家庭	学校等	地域	図書館
① 研修会や実践交流会などを持ち、読書の習慣化やブックトークや読み聞かせの仕方、図書選定や読書感想文の書き方など、教職員の資質・指導力の向上を図ります。		◎		
② 長期休業中などに図書の整理や配架の工夫など、全教職員で取り組むことにより、教職員の意識の向上を図ります。		◎		

(2) 保育所・こども園における読書活動の推進

保育所・こども園は、家庭とともに子どもの人間形成の基礎を培う大切な場所です。子どもたちは、一日の多くの時間を過ごすなかで、いろいろな遊びや本との出会いなどを通して豊かな心を育てていきます。このため、乳幼児期の好奇心や探究心を高める多くの絵本などに出会える環境をつくることが望まれます。また、保育所・こども園での読書体験が家庭での読書につながることも期待されます。

本市には、平成31年4月1日現在、市立の保育所が5か所、認定こども園が6か所、私立の保育所が3か所、認定こども園が1か所あり、日常的に子どもたちへの絵本や紙芝居などの読み聞かせが行われ、本と親しむ取組みが展開されています。取組みをさらに進めていくためにも、乳幼児期を対象とした絵本などのさらなる充実に努める必要があります。

※太字は重点

◎=主体 ○=協力、参加

具体的な取組み	取組主体			
	家庭	保育所 こども園	地域	図書館
① 絵本などの充実に図るとともに、図書館の団体貸出を活用し、子どもたちが日常的に本と親しめる機会の充実に努めます。		◎		○
② 子どもの読書活動に関する研修会や講演会などの情報収集と、職員、保護者への提供に努めます。	○	◎		
③ 「園だより」、絵本の貸出しなどを通じて、保護者に対して、家庭での読み聞かせなどの啓発を行います。	○	◎		

3 地域社会における読書活動の推進

(1) 市立図書館の役割と取組み

市立図書館は、子どもの読書活動を推進するための中核的な役割を担い、家庭や学校及び地域社会の関係機関や団体などとの連携・協力を図りながら、絵本や図書の提供、読書相談、読み聞かせ、おはなし会などの図書館サービスを通じて読書活動を推進します。そのためには、図書の整備・充実が最も重要であり、さらなる蔵書の充実と利用の拡大を図るとともに、子どもも大人も、誰もが気軽に利用したくなる施設設備の充実を進めます。

また、子どもたちが読書の楽しみや喜びを経験するためには、保護者などに対する働きかけが大切です。このため、保育所・こども園、学校などにおいて、子どもや保護者に読書の意義についての情報を積極的に提供するとともに、「広報きょうたんご」など各機関で発行する広報誌をはじめ、市ホームページ、子育て応援サイト、ケーブルテレビなど、あらゆる媒体を活用して、読書の大切さと図書館の利用について啓発します。

※太字は重点

◎=主体 ○=協力、参加

具体的な取組み	取組主体			
	家庭	学校等	地域	図書館
① 子どもの発達段階に応じた図書の収集・整備に努めます。 図一 8 参照				◎
② 子どもの図書館利用及び貸出の増加に努めます。 図一 9 参照				◎
③ 保育所・こども園・学校などへの団体貸出の利用を一層促進するため、周知の強化やサービスの向上に努めます。 図一 10 参照		○		◎
④ 図書館行事（おはなし会、読書講演会など）の内容や規模を工夫し、保護者や子どもの読書への関心の高揚と読書の啓発・普及に努めます。	◎			◎
⑤ 市立図書館のホームページや図書館だよりを通じて、子どもに魅力ある図書や行事の紹介などを行います。				◎
⑥ 乳幼児期から本に親しむことが自主的な読書活動のきっかけになることが大きい ため、おはなし会や読み聞かせ活動の充実に努めます。	○		○	◎

⑦ 学校との連携により、「職場体験学習」「図書館見学」などの受入を行うとともに、総合的な学習や調べ学習での資料の提供や相談、子どもの読書活動状況の情報提供など、図書館の機能を生かした支援を行います。		◎		◎
⑧ 大型絵本や録音資料など、障害のある子どものための資料を充実します。	○			◎
⑨ 学校の要望に応じて、ブックトーク、ストーリーテリング、読書へのアニメーションなど様々な形態の読書活動を実施します。		○		◎
⑩ 子どもたちの様々なニーズに的確に応えていくために、レファレンスサービスが出来る体制を整えます。				◎
⑪ 図書館職員の専門知識・技術の向上のため、研修の充実を図ります。				◎
⑫ 市図書館協議会からの答申「今後の京丹後市立図書館のあり方について」（平成30年2月）に基づき、図書館、図書室のあり方を検討し、子どもをはじめ、市民が憩いの場として過ごすことができる、魅力ある図書館づくりに努めます。				◎

図—8 【市立図書館での児童書の収集・整備計画】

単位：冊



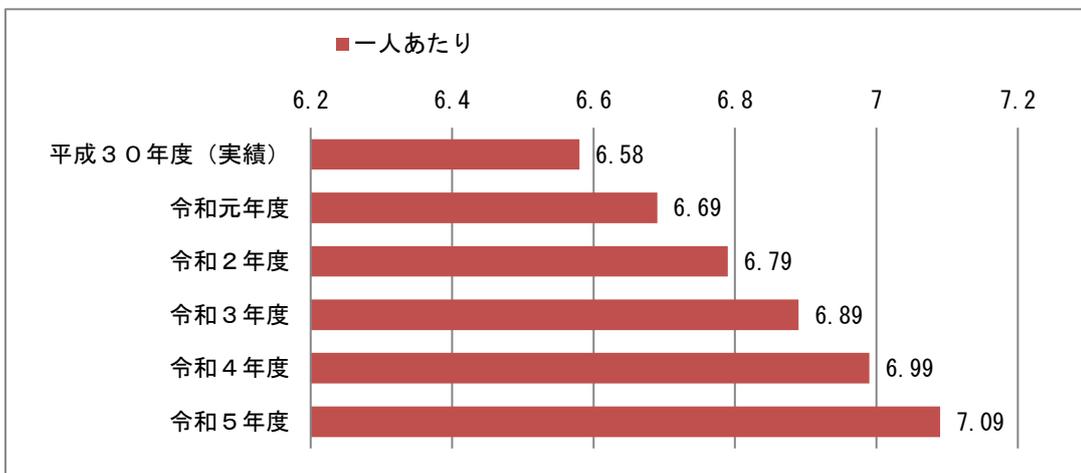
注：冊数の中には雑誌・AV資料は含めない。



図一 9 【市立図書館での子どもの図書貸出計画】

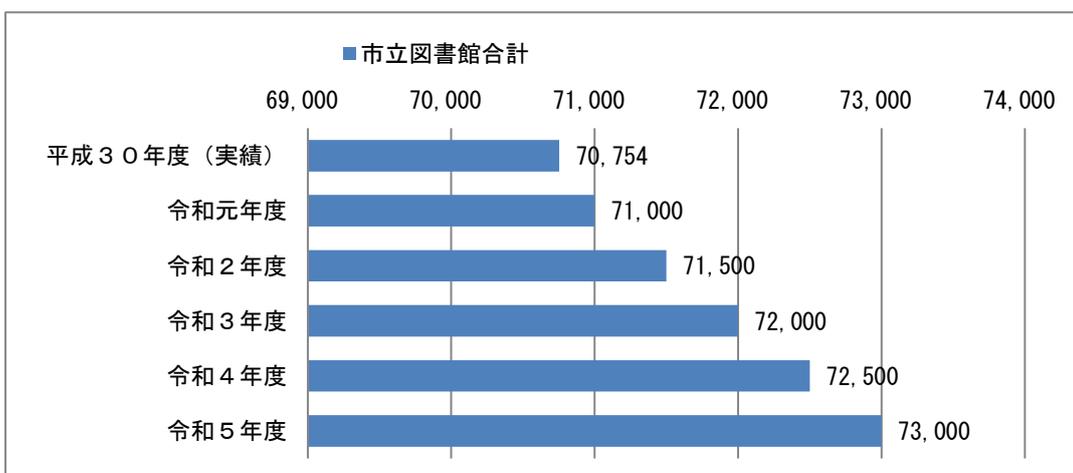
※0歳～18歳

単位：冊



図一 10 【市立図書館での団体貸出計画】

単位：冊



(2) 地域公民館、子育て支援センター及び放課後児童クラブにおける役割と取り組み

子育てをしている家庭では、子どもの年齢が上がるにつれて共働きの家庭が多くなっています。また、祖父母と同居の家族も少なくなっており、家庭の子育ての力は低下しています。このような中、様々な家庭環境に対応できる多様で柔軟な子育て支援のサービスや仕組みが求められており、地域公民館及び子育て支援センターや放課後児童クラブなどで事業が展開されています。市内には、平成30年4月1日現在で地域公民館6か所、子育て支援センター8か所、放課後児童クラブが10か所あります。

地域公民館では、市立図書館と連携し、保護者等を対象に読み聞かせの意義や子どもの成長に合わせたお薦めの本の紹介、本の選び方・与え方などについての乳幼児子育て支援事業を実施しています。また、子育て支援センター、放課後児童クラブでは、絵本の読み聞かせなどが行われ、保護者と子どもが安心して過ごせる場を提供しています。

今後は、地域公民館及び子育て支援センターや放課後児童クラブに集う子どもたちが、これまで以上に読書に親しむために、より多くの本などの配備に努めます。

※太字は重点

◎=主体 ○=協力、参加

具体的な取り組み	取組主体			
	家庭	学校等	地域	図書館
① 市立図書館と地域公民館の連携を強化し、読書活動を促進するために効果的な事業を実施します。			◎	◎
② 子育て支援センター・放課後児童クラブに市立図書館の団体貸出の活用を奨励し、読書環境の充実を促します。			◎	◎
③ 市立図書館と子ども未来課との連携を深め、乳幼児子育て教室や子育て支援などの機会を通じ、ボランティアの協力を得ながら効果的な読み聞かせを実施し、子どもとともに保護者にも読書のたのしさを伝えます。			◎	◎

(3) ボランティアによる読書活動の推進

地域には、子どもに本の面白さを伝えたいと活動しているボランティアグループがあります。社会全体で子どもの読書活動を進めるうえで、ボランティアの活躍は重要であり、その活動には大きな期待が寄せられます。

市内で活動する読書に関するボランティアグループは、保育所・こども園や学校、図書館、放課後児童クラブや子育て支援センター等で、読み聞かせや紙芝居などを行

い、子どもたちに本の面白さを伝え、子どもが本に親しむきっかけづくりと子どもの自主的な読書活動の推進に貢献しています。しかし、ボランティアの人数も十分でないため、学校などの読み聞かせの要望に応えきれない状況もあり、保護者などによる読み聞かせなどのボランティアの拡充が望まれます。今後さらに地域の読書活動を推進するために、ボランティアのネットワークづくりが必要です。

※太字は重点

◎=主体 ○=協力、参加

具体的な取組み	取組主体			
	家庭	学校等	地域	図書館
① 保育所・こども園、学校及びPTAや保護者会と連携し、読み聞かせなどのボランティアの拡大に努めます。	○	◎	◎	○
② ボランティアの相互交流のためのネットワークづくり、養成・育成等の支援に努めます。	○		◎	◎



4 効果的な読書活動の推進

(1) 関係機関との連携・協力

子どもの読書活動を推進するためには、家庭、保育所・こども園、学校、地域社会が一体となった取組みが必要であり、また、関係機関・団体などの相互の連携・協力が重要です。このため、啓発・広報の機会を通じて、相互の連携・協力の重要性について理解の促進を図ります。

また、市立図書館においては、京都府図書館総合目録ネットワークや連絡協力車を利用して、京都府立図書館や府内図書館との相互貸借をはじめ、他府県や国立国会図書館との連携に努めていきます。

※太字は重点

◎=主体 ○=協力、参加

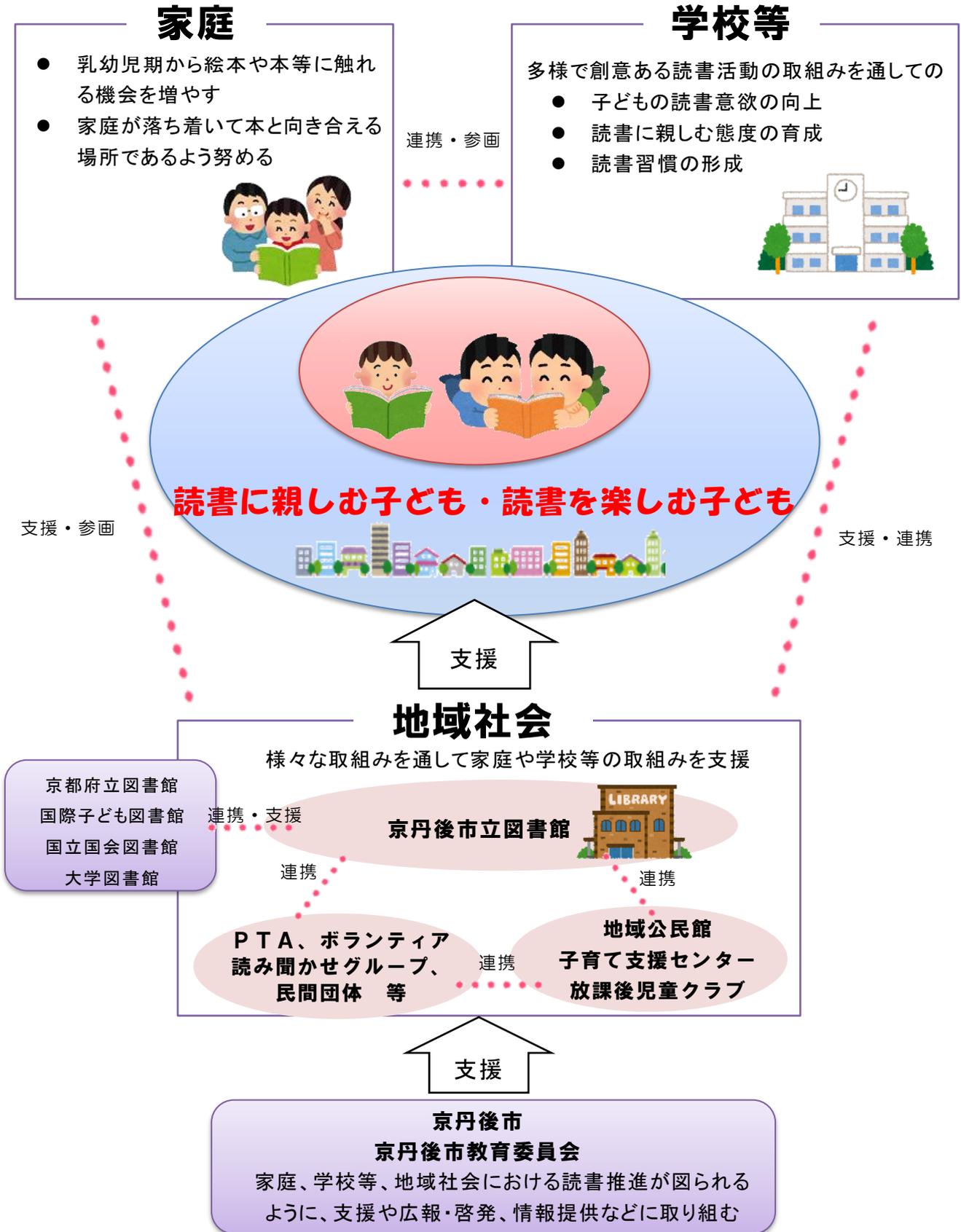
具体的な取組み	取組主体			
	家庭	学校等	地域	図書館
① 「ブックスタート」の意義を踏まえた活動を継続し、すべての子どもと保護者への読書へのきっかけづくりになるよう、さらなる啓発の工夫・充実に努めます。	◎		○	◎
② 「子ども読書の日」を記念したおはなし会などの事業を関係機関・団体と連携・協力して実施します。	○	○	◎	◎
③ 市立図書館と府立図書館及び府内の図書館・近隣市町図書館との連携・協力の一層の充実に努めます。				◎
④ 京都府が行っている「子ども読書本のしおりコンテスト」への応募及び巡回展示を実施します。		○		◎
⑤ 保育所・こども園、学校及び放課後児童クラブなどの関係機関に図書館お薦めの本や新着本リストの作成・配布を行います。	○	○		◎

(2) 推進体制

本計画を効果的に推進する体制は、教育委員会が中心となり、関係機関・団体などとの連携・協力関係をさらに強化し、家庭、学校及び地域社会が一体となった取組みを進めます。

また、今後とも読書活動の推進に関する情報の収集・提供に努めるとともに、図書館協議会へ報告し提言をいただくなど、読書活動の推進体制の整備に努めます。

子どもの読書活動を推進するための取組み（体系図）



用語の説明

1 レファレンス・サービス

何らかの情報あるいは資料を求めている図書館利用者の求めに応じ、図書館員が仲介の立場から、求められている情報あるいは資料を提供、または提示することによって援助すること

2 ブックトーク

教師や図書館員などが、子どもたちあるいは図書館の一般利用者を対象に、特定のテーマに関する一連の本をエピソードや主な登場人物、著者の紹介、あらすじも含めて批評や解説を加えながら一つの流れができるよう順序よく紹介する手法であり、図書館の利用を促進しようとする目的を持って行う教育活動。

3 ストーリーテリング

語り手が物語を覚えて聞き手に語ること。

4 読書へのアニメーション

アニメーションとは魂・生命に息を吹き込み、生き生きと躍動させること。

子どもたちがゲームを楽しむ感覚で、創造的な 75 通りの遊びを通して本の世界に遊びながら、子どもが潜在的に持っている「読む力」を引き出し、本が大好きになる読書指導の方法であり、読解力・表現力・コミュニケーション力を育てる。

5 ブックスタート

0歳児検診などの機会に、絵本を開く楽しい「体験」と「絵本」をセットでプレゼントする活動。抱っこぬくもりのなかで絵本を読んでもらう心地よさや嬉しさを「地域のすべての赤ちゃん」に届ける。